

本宮市基礎調査箇所の皆様へ

福島県東北建設事務所

新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所の**基礎調査**のため、土地の立入調査に御協力をお願いします

「土砂災害警戒等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、下記の土砂災害危険箇所において「警戒区域」「特別警戒区域」指定を検討するための調査を実施します。この作業の際に、周辺の私有地に立入ることがありますので、御理解と御協力をお願いします。

基礎調査対象箇所（新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所） 一覧表

【土石流】 【急傾斜地の崩壊】

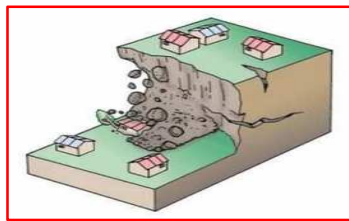
基礎調査対象 箇所番号	所管 (建設事務所)	所在地	種別	被害想定範 囲面積	急傾斜地 延長	人家戸数	要配慮者 利用施設数
214NK00284	県北	本宮市高木字中丸32	急傾斜地の崩壊	9,070.63	190	5	0
214NK00287	県北	本宮市高木字赤木277	急傾斜地の崩壊	5,568.18	190	5	0
214ND0042	県北	本宮市高木	土石流	76,366.23	-	15	0
214ND0043	県北	本宮市高木	土石流	110,147.91	-	88	2
214ND0044	県北	本宮市高木	土石流	75,417.10	-	17	0
214ND0045	県北	本宮市高木	土石流	101,893.07	-	27	0
214NK00351	県北	本宮市糠沢字南箕内102	急傾斜地の崩壊	2,941.00	50	1	1
214ND0054	県北	本宮市糠沢	土石流	48,579.88	-	2	1
214ND0055	県北	本宮市糠沢	土石流	42,906.44	-	2	1

○ 調査の目的及び内容

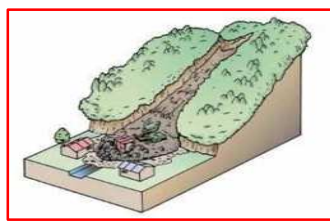
基礎調査は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」を施行するうえで不可欠な以下のような調査を行います。

- ①地形・地質・降水等の調査
- ②土砂災害の発生が想定される地区において、土砂が到達すると予想される範囲
- ③土砂災害の発生が想定される地区における、土地の利用状況

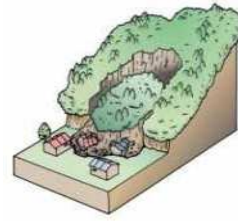
土砂災害防止法では調査の対象とするのは次のような土砂災害です。



a. 急傾斜地の崩壊



b. 土石流



※c. 地すべり: 今回対象外

・ 調査範囲

急傾斜地の崩壊が発生した場合に危害が生ずるおそれのある範囲
土石流が発生した場合に危害が生ずるおそれのある範囲

・ 調査内容

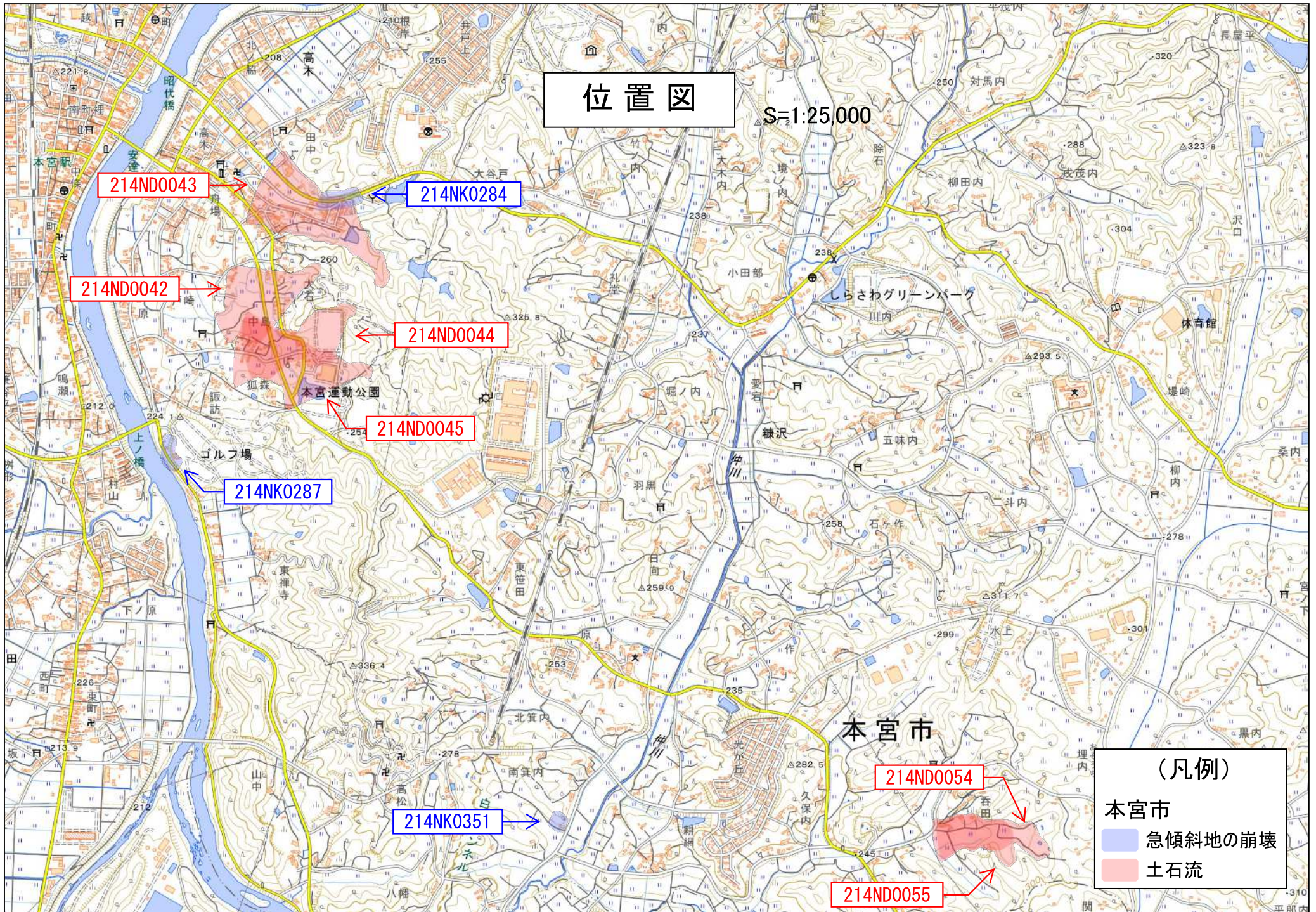
地形、植生、地質、土地利用等の状況調査

1. 作業期間 令和8年6月上旬～令和8年11月中旬（予定）
2. 調査者 有限会社 武藤測量事務所
(受注業者) 担当者 鹿野誠、齋藤悠弥、植野磨央
電話 0243-22-5382

(事務担当 河川砂防課 副主査 内藤 電話 024-521-2566)

位置図

S=1:25,000



- (凡例)
- 本宮市
 - 急傾斜地の崩壊
 - 土石流